

あきる野市工事等請負指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るため、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号。以下「規則」という。）第35条の規定に基づき、あきる野市が発注する工事又は修繕の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 指名競争入札に参加する資格を有する者について、次に掲げる事項を調査し、その適格性を判定するものとする。

- (1) 申請営業種目
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 発注工事等の施工についての技術的適性
- (5) 既発注工事等の施工成績
- (6) 他官公庁工事等実績の有無
- (7) 施工中の既発注工事等の進捗状況
- (8) 事業所の所在地等発注工事等における地理的条件

(指名方法)

第3条 前条の適格性の判定により、適格であると判断された者を指名する。

(格付による指名)

第4条 規則第34条の規定により指名業者登録名簿に登載された者のうち、別表第1に掲げる工事については、発注工事の予定金額に対応する等級の者の中から指名する。

(優先指名)

第5条 前2条の規定により指名するに当たって、次の各号のいずれかに該当する者は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 発注工事等の施工場所付近に本社を有する者
- (2) 既発注工事等の施工成績が優秀な者
- (3) 発注工事等と同種の工事等を専業とする者

(指名の手順)

第6条 第4条の規定により指名する場合は、対応する等級の中から、指名しようとする総数の2分の1（割り切れないときは切上げ）を指名した後、別表第2に掲げる発注工事予定金額に対応する業者数を満たすまでの指名については、等級にかかわらず前条の規定によるものとする。

(指名業者数)

第7条 指名する業者数は、発注工事等の予定金額に応じ、別表第2に定めるところによる。ただし、発注工事等の性質又は目的により指名すべき業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

(指名の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、指名することができない。

- (1) あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中である者
 - (2) あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）に基づく停止措置を受けている者
 - (3) 同一の発注工事等において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
 - (4) 前3号のほか、指名することが不適切と認められる者
- （補則）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条から第7条までの規定を適用しないことができる。

- (1) 特に急を要する工事等
- (2) 特別の技術を要する工事等又は相当の困難を伴う工事等
- (3) 工事等の性質又は目的が一般基準に適さない工事等

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年7月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	等級	格付基準	発注工事予定金額
道路舗装工事	A	平均点以上	500万円以上
	B	平均点未満	500万円未満
一般土木工事	A	平均点以上	500万円以上
	B	平均点未満	500万円未満
下水道施設工事	A	平均点以上	500万円以上
	B	平均点未満	500万円未満
建築工事	A	平均点以上	500万円以上
	B	平均点未満	500万円未満
電気設備工事	A	平均点以上	300万円以上
	B	平均点未満	300万円未満
給排水衛生工事	A	平均点以上	300万円以上
	B	平均点未満	300万円未満

注1) 表中の格付基準とは共同運営の客観点を示す。

注2) 表中の平均点とは各区分における登録業者の共同運営の客観点を示す。

別表第2（第6条・第7条関係）

発注工事等予定金額	業者数
500万円以上	7者以上
300万円以上500万円未満	6者以上
300万円未満	4者以上